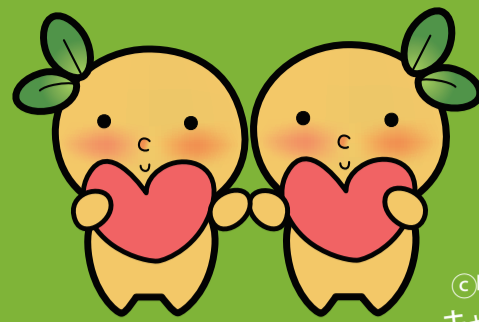


かもがわ 社協だより

つながり ささえあう♡



©鴨川市社協 イメージキャラクター『葉っぱ』

【発行元】社会福祉法人 鴨川市社会福祉協議会
〒296-0033 鴨川市八色 887-1 ふれあいセンター 2階 TEL: 04-7093-0606 FAX: 04-7093-0623
【ホームページ】<http://www.kamoshakyo.or.jp> 【Facebook】[facebook.com/kamosyakyo/](https://www.facebook.com/kamosyakyo/)
「かもがわ社協だより」は共同募金の配分事業によって発行されています。

歳末たすけあい募金運動

『つながり ささえあう みんなの地域づくり』

12月1日より歳末たすけあい運動がスタートします。この運動は、共同募金の一環として、生活に困窮している方や社会的な孤立状態にある方、支援を必要としている方をはじめとし、地域で暮らす誰もが安心して年末の時期を過ごすことができるように、住民の参加や理解を得て多様な福祉活動を展開します。この運動にご理解いただき、歳末たすけあい運動にご協力をお願いいたします。

令和4年度『歳末たすけあい助成事業』について

歳末たすけあい募金の一部を活用して、市民を対象とした、年末年始の機会に地域の幅広い人々が参加できる新規事業『歳末たすけあい助成事業』を募集します。

- 助成額：上限5万円
- 申請締切：令和4年12月7日（水）必着
- 応募詳細は、鴨川市社協ホームページをご覧ください。

市社協の活動報告

『SDGs』のひとつ「住み続けたいまちづくり」。活動につなげるサポートを実施

長狭学園の児童生徒会が中心となり、校内で実施する『フードドライブ（食品の寄付運動）』の活動サポートとして、市社協職員が事前説明会を行いました。参加した児童や生徒からは、「捨てられている食品の量が、世界で必要とされる食べ物の量より多いことに驚いた。」「困っている方が何を必要としているかが分かった。各クラスを回り、食品提供の呼びかけを行いたい。最大限の協力をしたい」と活動協力の声がありました。



災害ボランティア活動についての視察受け入れ

令和元年房総半島台風被災時の災害ボランティアセンター活動について、御宿町社協および御宿町赤十字奉仕団の視察受け入れを行いました。鴨川市災害ボランティアセンターの取り組みや、平時からの情報連携の必要性、地域の方への災害ボランティアセンターの啓蒙活動の重要性などを伝えました。



生徒たちの提案を企画に。千葉トヨタと長狭学園がコラボデザインした車両がお披露目

鴨川市社協が行った福祉授業を通し、生徒たちが提案した長狭地区の乗合サービス「チョイソコかもがわ」とのコラボ企画。長狭学園文化部長が「鴨川」をテーマに描いたデザイン車両が完成しました。

安房地域権利擁護推進センターにご相談を

『安房権利擁護推進センター』は、安房3市1町が設置し、鴨川市社協が委託を受けて実施しています。認知症や知的障害、精神障害などの理由により意思決定が困難であっても権利擁護に関する事業を活用することで、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援を行っています。

意思決定が困難な方が、医療や介護の契約を結んだり、預金の払い戻しや解約、遺産分割の協議、不動産の売買などをする場合に、本人に不利益な結果を招かないよう、法的に権限を持った支援者を選び、保護する『成年後見制度』や、自立した地域生活を送るために必要な支援を行う『日常生活自立支援事業（すまいる）』を行っています。

日常生活自立支援事業『生活支援員』を募集しています

「生活支援員」とは、日常生活自立支援事業の利用者のお宅などを定期的に訪問し、住みなれた地域で安心して暮らせるように支援する活動です。支援内容は、福祉サービスの利用に関する相談や利用料の支払いや生活費の払い戻しなどの金融機関の窓口での手続きなどになります。鴨川市社協（☎7093-0606）までお気軽にお問い合わせください。

【応募条件】

- 高齢の方や障害のある方への福祉活動に関心のある方
- 普通自動車免許をお持ちの方
- 20歳以上おおよそ70歳未満の方

そんな時は…

日常生活自立支援事業『すまいる』



こんなお悩みありませんか？



足腰が悪くなって銀行に行けなくて困っちゃうわ…



お手紙もだいたいたまっちゃって…

いろんな手続きもしなくちゃいけないのに…



『すまいる』では、このようなお手伝いができます

- 福祉サービスの利用に関する相談、情報提供及び各種サービスの利用手続きの援助
- 日常生活に必要な預金の払い戻しや公共料金・税金・家賃・医療費等の支払い援助
- 金融機関貸金庫での年金証書・預貯金通帳・不動産権利証書・契約書類の保管

よかった！これで一安心



【お問い合わせ先】安房地域権利擁護推進センター（☎7093-5000）
午前8時30分～午後5時30分（土日・祝日・年末年始を除く）